

令和2年10月23日

環境大臣 小泉 進次郎 様

石狩湾洋上風車建設反対道民連絡会 共同代表

安田秀子（石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会）

後藤言行（銭函海岸の自然を守る会）

在田一則（一般社団法人北海道自然保護協会）

（仮称）石狩湾新港洋上風力発電事業説明会について事業者への働きかけを求める要望書

去る8月31日、当連絡会は、北海道知事であり石狩湾新港管理者である鈴木直道氏宛に要望書「石狩湾新港洋上風力発電事業の中止を求める要望書」、「石狩湾一般海域での洋上風力発電事業を推進しないことを求める要望書」と「石狩湾新港と石狩湾一般海域での洋上風力発電事業反対署名」（第1次集約分2488筆）を提出いたしました。追って、9月24日に石狩市長加藤龍幸氏、10月8日に小樽市長迫 俊哉氏にも同様の要望書と署名（石狩市へは道提出署名のコピー、小樽市へは道提出の報告書）を提出いたしました。（仮称）石狩湾新港洋上風力発電事業については、石狩市・小樽市・札幌市手稲区・北区の広範囲の住民に健康影響が及ぶ危険性について警告するものです。

合同会社グリーンパワー石狩による（仮称）石狩湾新港洋上風力発電事業環境影響評価書の縦覧（7月1日～31日）は終了しました。代表事業者である株式会社グリーンパワーインベストメントは、7月18日、19日に予定していた同事業の説明会をCOVID-19感染拡大防止の観点から中止し、その代わりとして説明会で使用を予定していた資料を7月18日～31日に同社WEBサイトに掲載し、それへの質問と事業者からの回答のやり取りが2度実施されました（1回目：7月31日質問締め切り・8月23日回答のWEBサイトでの公開、2回目：9月4日質問締め切り・9月24日回答の公開）。

しかし、2度の事業者からの回答書による説明は不十分で、当連絡会は理解に至ってはおりません。他の方々からも同様の声を聞いております。また、インターネット環境にない住民は置き去りになっています。そこで、私たちは、対面での事業説明会の開催を求めて、別添の要望書を株式会社グリーンパワーインベストメントに提出いたしました（10月19日投函）。

事業者は住民に十分な説明がないままに、陸上での電線埋設工事を開始しております。

騒音・超低周波音の影響評価には、本事業で採用する風力発電機の音響パワーレベルの値を用いて行います。しかし、本事業環境影響評価書では、8Hz以下の値は、採用する機種のものではなく、多くの風力発電機から得られた一般的な周波数特性（-4dB/オクターブ）が使われており、この事業での風車音について正しく評価されていないことを指摘しておかなければなりません。

さらに、既設3事業者による風力発電事業（石狩湾新港風力発電所6.6MW[コスモエコパワー株式会社]、石狩コミュニティウインドファーム20MW[株式会社市民風力発電]、銭函風力発電所33MW[銭

函 Wind Farm 合同会社]) との騒音・低周波音の累積的影響については、大きな問題をはらんでおります。環境影響評価書の図や表から読み解くと、調査地点 No.2 と No.9 の間にある花畔地区(住宅地)は、「心身の苦情に関わる参照値(80Hz、41dB)」に注目すると、41dB を超える状況であり、非公式ですが健康影響を訴える住民の声が届いております。北海道環境影響評価審議会及び石狩市環境審議会にて、当事業評価書審議を要望しましたが、残念ながらどちらにおいても案件にはしていただけませんでした。本事業も加えた騒音・低周波音の累積的影響については、健康被害が発生する可能性を評価書から明らかに読み取ることができます。また、研究者からもそのような指摘がされております。この点について、事業者は、自身の事業が及ぼす影響は小さいから関係ないという主張を繰り返しており、科学的にそのことが予想されるので事後調査の必要性がないと主張しております。事業者は累積的影響を現実的にきちんと評価し、影響軽減の対策を講ずる義務があります。

唯一、事業者が事後調査をしようとしている動物調査(バードストライク)に関しても、評価書段階での計画は不十分であり、当連絡会は、適正な調査計画が作成されることを確認する必要性を強く感じています。

本事業は大事業・大工事であるにも関わらず、概して、評価内容、事後調査項目が貧弱であり、これで環境保全が十分なされるのか、大変疑問に感じております。このような環境影響評価書を確定とした経済産業省および環境省の態度・姿勢は、地方に住む国民の健康や生活、自然を軽視していると言わざるを得ません。率直な感想を付言いたします。

つきましては、10月19日付で送付した私たちの要望書の要望内容を事業者が真摯に履行するよう、強力に働きかけていただくことを要望いたします。

日本で初となる単機 8,000kW の超巨大風力発電機・14 基の建設という大事業・大工事に当たり、石狩市民等関係する市民に対し十分な説明の場が必要です。健康影響や風車倒壊等の方が一の事故も含め、様々な疑問点・問題点についての質疑応答が深められなければなりません。

この事業は単に一民間事業者の発案によるのではなく、国策と認識しております。貴職は環境影響評価法の主務大臣であり、本事業の評価書確定にも深く関与し責任を負っています。本事業が実施される地域住民のために、対面での説明会が開催されるよう、ご尽力くださることを求めます。

何卒、ご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

尚、この件につきまして、貴職のお考えや対応について、11月6日までに書面をもって、下記宛にご回答くださるようお願いいたします。

送付先(事務局):

石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会 代表 安田 秀子

〒061-3211 石狩市花川北1条5丁目 307

電話:090-6211-1602 Fax:0133-74-6198 E-mail:h.yasuda1007@icloud.com

以上